

仕様書

1 総則

本仕様書は、千歳航空基地（以下「当基地」という。）所定地域の除雪を行うものについて適用する。

2 件名

千歳航空基地除雪作業（単価契約）

3 除雪仕様

(1) 本除雪作業（以下「本作業」という。）は、第一管区海上保安本部千歳航空基地所定地域の除雪を行うもので、航空機の即応体制を維持する為に、以下各項の仕様により実施すること。

(2) 除雪作業区域は別添図のとおりとし、指定する作業区域とする。

なお、除雪面積は下記のとおりとする。（別添図参照）

イ 作業区域1

(イ) エプロン	2, 548. 2 m ²
(ロ) 庁舎前道路（駐車帯）	1, 830. 0 m ²
(ハ) 進入道路	274. 8 m ²
(ニ) 地下タンク関連施設	546. 6 m ²
計	5, 199. 6 m ²

ロ 作業区域2

南側通路	122. 5 m ²
------	-----------------------

ハ 作業区域3

北側通路	128. 0 m ²
------	-----------------------

(3) 予定回数を下記のとおりとする。ただし、回数は予定を示したものであり、増減が生じることがある。

イ 作業区域1 20回

ロ 作業区域2 2回

ハ 作業区域3 2回

ニ 排雪 4回

(4) 本作業の開始日時は千歳航空基地より連絡するものとし、連絡を受けた場合は1時間以内に対応し、作業開始後は基地担当官の指示に従うこと。

作業区域1の除雪の目安は、積雪約10cm以上(吹溜可)又は、担当官が必要と認める場合には、その指示により除雪作業を行うこと。

作業区域2及び3の作業を指示する堆雪量の目安は1m50cmとする。ただし担当官が必要と認めた場合は、その指示により除雪作業を行うこと。

(5) 本作業開始後、千歳航空基地担当官の指示なくして、作業を中断又は放棄してはならない。

(6) 排雪は担当官との調整の上、日時等を決定するものとする。また、排雪に伴って生じる雪は、千歳市指定の雪捨て場所へ運搬の上、処分するものとする。

(7) エプロン除雪時、第三格納庫南側への除雪堆積を行わないものとする。

(8) 本作業の受注者は、契約期間開始までに道路交通法及び労働基準関係法令に基づく有効な資格並びに新千歳空港事業所長の制限区域立入承認、車両使用許可、車両運転許可等の必要な手続きを履行開始日までに受注者の責任において取得、管理すること。

また、航空関係法規及び新千歳空港制限区域安全管理規程集のほか東京航空局新千歳空港事務所の規則等を厳守すること。

新千歳空港事業所長への制限区域内立入承認申請等に要する費用は全て受注者の負担とする。

4 検査

本作業は、当本部の任命する検査職員が実施する検査合格をもって完了するものとする。

5 履行場所

第一管区海上保安本部 千歳航空基地



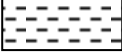

6 履行期限

令和7年3月31日

7 その他

- (1) 本作業の実施において生じた一切の疑義は、第一管区海上保安本部（以下「当本部」という。）千歳航空基地担当官と協議のうえ実施すること。
- (2) 本作業中に受注者の過失等により施設及び航空機等に損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (3) 本作業の除雪実施区域等は、除雪仕様によるものとする。
- (4) 毎月末締めとし、代金の支払いは一か月単位とする。
- (5) 第一管区海上保安本部入札・見積書心得を遵守すること。
- (6) 本仕様書の条件に定めがない事項は、「第一管区海上保安本部入札・見積者心得」に準拠するものとする。

別添図

-  作業区域 1
-  作業区域 3
-  作業区域 2
-  除雪堆積場所

-  アンテナ塔
-  スノーポール設置場所

※長さはメートルとする。

